

ディスクロージャー誌等（2026年3月期、2025年9月期および2025年3月期）の一部訂正について

当社が公表した上記ディスクロージャー誌に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。
なお、計数データへの影響はございません。

1. 2026年3月期ディスクロージャー誌

項目	誤	正
P25_有価証券の時価情報	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	時価が貸借対照表計上額を超えないもの
P27_自己資本調達手段の概要	当社は、株式会社SBI新生銀行のグループ管理方針に基づき、株式会社SBI新生銀行およびSBIホールディングス株式会社への普通株式発行により資本調達を行っております。	当社は、普通株式により資本調達を行っております。
P31_1.当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	(ア)「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人であるSBI新生銀行（以下、「同行」）からの出向行員であり、退職一時金につきましても、出向期間に応じ、退職給付費用（勤務費用）の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額を含め、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。	(ア)「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行ったSBI新生銀行（以下、「同行」）との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人である同行からの出向行員であり、退職一時金につきましても、出向期間に応じ、退職給付費用（勤務費用）の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額を含め、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
P33_索引	5.銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項/ □（1）「破綻更生債権」 ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	5.銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項/ □（1）「破産更生債権」 ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

2. 2025年9月期ディスクロージャー誌

項目	誤	正
P14_有価証券の時価情報 （2025年9月期）	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	時価が貸借対照表計上額を超えないもの
P16_（注）	3.オペレーショナル・リスクについては標準的手法を採用しております。標準的手法における、BI及びBICの額については下記をご参照ください。	3.オペレーショナル・リスクについては標準的計測手法を採用しております。標準的計測手法における、BI及びBICの額については下記をご参照ください。
P20_索引	5.銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項/ □（1）「破綻更生債権」 ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	5.銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項/ □（1）「破産更生債権」 ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

3. 2025年3月期ディスクロージャー誌

項目	誤	正
P25_有価証券の時価情報	時価が貸借対照表計上額を超えるもの	時価が貸借対照表計上額を超えないもの
P28_（注）	3.オペレーショナル・リスクについては標準的手法を採用しております。標準的手法における、BI及びBICの額については下記をご参照ください。	3.オペレーショナル・リスクについては標準的計測手法を採用しております。標準的計測手法における、BI及びBICの額については下記をご参照ください。
P31_1.当社の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	(ア)「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行った同行との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人であるSBI新生銀行（以下、「同行」）からの出向行員であり、退職一時金につきましても、出向期間に応じ、退職給付費用（勤務費用）の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額を含め、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。	(ア)「高額の報酬等を受ける者」とは、当事業年度中に行ったSBI新生銀行（以下、「同行」）との資金決済において、「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。なお、当社の役職員は、監査役を除き、全員が当社の親法人である同行からの出向行員であり、退職一時金につきましても、出向期間に応じ、退職給付費用（勤務費用）の支払いを毎月同行に対して行っておりますので、当該負担額を含め、その者の報酬等の金額とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。
P33_索引	5.銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項/ □（1）「破綻更生債権」 ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	5.銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項/ □（1）「破産更生債権」 ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額